

保育提供体制の確保のための実施計画について

1. 概要

国の「保育提供体制の確保のための財政支援」（以下、「財政支援」という）を受けるにあたっては、自治体における「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、「実施計画」という）を作成・提出するとされています。

この財政支援の対象となる乳児等通園支援事業の実施にあたって、実施計画の採択を受けることで、補助額の嵩上げや補助要件の緩和等の優遇措置が受けられますが、これについて「地方版子ども・子育て会議」の承認が必須となります。

このことから、「保育提供体制の確保のための実施計画」（様式A）に掲げる内容について、本会議の審議に付すものです。

2. 実施計画の内容

第3期北斗市子ども・子育て支援事業計画に記載の「乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策」（P70）に基づき作成しています。

このたびの財政支援は、実施施設である「浜分こども園」の整備改修に対して、補助金嵩上げの採択を要望するものです。

「保育提供体制の確保のための実施計画」（様式A） ※整備改修部の抜粋

3. 「こども誰でも通園制度」の実施における整備状況や課題等

(1) 「こども誰でも通園制度」に関して今年度受けたい採択及び財政支援と整備・改修する施設種別等について、あてはまるもの全てを選択してください。

(財政支援)

選択欄	財政支援
	A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)
○	B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)

(整備・改修する施設種別)

	①認可保育所		②幼稚園	○	③認定こども園
	④家庭的保育事業所		⑤小規模保育事業所		⑥地域子育て支援拠点
	⑦児童発達支援センター		⑧その他 ()		

(2) 貴市区町村における「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備状況に関して、経過措置が終了する令和10年度当初に必要な整備量(必要定員数)に対する現時点(令和8年4月1日)及び当該年度の整備・改修終了時点における達成度について、あてはまる状況を選択してください。

(現時点(4月1日時点))

	①10%未満		②10%以上25%未満		③25%以上50%未満
○	④50%以上75%未満		⑤75%以上90%未満		⑥90%以上

(整備・改修終了(年度末)時点)

	①10%未満		②10%以上25%未満		③25%以上50%未満
○	④50%以上75%未満		⑤75%以上90%未満		⑥90%以上
	⑥100%				

(3) (1)で選択した財政支援A、Bを必要とする理由について、地域における保育ニーズや保育提供体制の状況等も踏まえながら記載してください。

乳児等通園支援事業の実施にあたり、実施施設2階での実施を予定しているが、調乳台が1階に設置されており、お湯を持った状態で階段の昇降は事故の危険があり、安全対策のため調乳台を2階へ設置するもの。

(3) 本様式の記載内容について、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定の状況について記載してください。

※事後承認の場合であっても、各財政支援の申請時期までには承認を得ること。

	承認済み (承認時期:)
○	事後承認予定 (承認予定時期: 令和8年3月)

4. こども誰でも通園制度総合支援システムの導入予定

こども誰でも通園制度総合支援システムの導入予定を選択してください。

選択欄	財政支援
	A 導入済み
○	B 令和8年度より導入予定
	C 導入予定は無い → 嵩上げ対象外であるため、本様式の提出は不要です。